

長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針（案）に対するご意見と県の考え方  
（パブリックコメント募集結果）

- 1 募集期間 令和3年2月9日（火）から3月10日（水）まで  
2 件数 4件  
3 お寄せいただいた御意見と県の考え方

No	項目	方針案 ページ	お寄せいただいたご意見	理由	県の考え方（案）
1	策定について	-	<p>中期的改革方針（案）については、県及び各市町村の国保運営協議会に諮り、十分な検討を行い、被保険者たる住民の意見も聞いた上で決定すべきである。令和3年度からスタートすべきものではない。</p>	<p>今回の意見募集の原案は、昨年11月に開催された長野県国保運営協議会にも示されていない。改革方針（案）は市町村がメンバーとなる非公開のワーキンググループで協議され、市町村長や国保担当者と意見交換をした上で作成されている。</p> <p>県や市町村の国保運営協議会に、中間報告や議論の方向性が示されることもなく、県と市町村間のみで調整したものである。</p> <p>被保険者に対する影響が大きい事案にも関わらず、今回の改革（案）の提示は国保運営協議会を軽視したものではないか。</p> <p>また、被保険者である住民への説明や意見聴取を丁寧に行うべきである。</p>	<p>県国民健康保険運営協議会では、ワーキンググループの議論の内容を、令和2年2月に報告しました。令和2年11月の同協議会においても、市町村長への説明の際に頂いた意見、保険料水準統一に向けた方向性について説明したところです。委員と事務局の質疑内容は、議事録を参照願います。方針案についても、2月上旬に個別に委員に配布しているところであり、同協議会を軽視していることはありません。</p>
2	策定について	-	<p>中期的改革方針案の策定については、市町村数が他県に比べても多く、また医療と保険料（税）格差が大きい長野県内の保険料水準統一を目標にしているもので、県はじめ各市町村の運営協議会で十分な検討を行ない、また被保険者である住民の意見を聴取した上で決定すべきものです。</p> <p>また、改革の開始については以上の検討を経た上で判断すべきもので、令和3年のスタートは次期尚早です。</p>	<p>県のWGによる改革方針案は、昨年11月の県国保運営協議会でも中間的な報告は文書で示されませんでした。そのため、出席の委員からは必要な報告を求める意見が出されました。令和3年をスタート時期とするものでありながら、この段階でWGによる報告文書が示されなかったことは国保運営協議会の役割を軽視していると言わざるを得ません。</p> <p>以上のことから、方針案と開始時期は各運営協議会での検討と、被保険者からの意見を十分に聴取したうえで決定すべきです。</p>	<p>市町村の国保運営協議会については、3月末までに49市町村が説明し、4月以降残りの市町村が説明を行う予定です。</p> <p>住民への説明については、国民健康保険運営方針についての「意見7・8」に対する、県の考え方に記したとおりです。</p>

No.	項目	方針案 ページ	お寄せいただいたご意見	理由	県の考え方（案）
3	第1章 1 (2) ② 保険料算 定方式及 び応能・ 応益割合	3	応能分と応益分の割合について、所得水準からの49：51としていますが、付属資料15Pの医療分58.6：41.4、後期高齢者分58.3：41.7、介護分57.75：42.3を当面活用すべき。	応能割応益割合は、各市町村が長年協議した数値です。国の言いなりに国保料・税の引上げを許すのか、それとも「住民の福祉増進」という地方自治の本旨に則って国保料・税の引下げを目指すかが、自治体に問われています。	国民健康保険運営方針についての「意見10」に対する、県の考え方に記したとおりです。
4	第2章 2 (1) ア 二次医療 圏の医療 費指数が 県平均以 下の7医 療圏	7	医療費指数を二次医療圏単位でほぼ完結しているとし、機械的に1/6ずつ近づけて令和9年度に統一するいうが、佐久は1.9倍の格差があり、医療提供体制の地域差の解消の手立てが先決である。	上記の通り	ご意見にある1.9倍の格差は、市町村間の単純な1人当たり医療費の差を指していると思われます。この場合、各市町村の被保険者の年齢構成等の比較が考慮されません。 なお、令和2年度の納付金算定における、佐久地域市町村の年齢調整後の医療費指数の差は、約1.2倍となっており、県としては、保健事業の取組を二次医療圏単位で進め、平準化を進めてまいります。